

## 南幌町空き家・空き地情報バンク制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、南幌町内における空き家及び空き地(以下「空き家等」という。)の有効活用を通して、定住人口の増加と町の活性化を図るために、南幌町空き家・空き地情報バンク制度(以下「空き家等情報バンク」という。)について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存している不動産登記規則(平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。)第113条第1項に掲げる居住していない居宅及び共同住宅(空き家となる予定のものも含む。以下「空き家」という。)をいう。
- (2) 空き地 町内に存している規則第99条に掲げる建物が建築されていない宅地をいう。
- (3) 空き家等情報バンク 町内に存する空き家等の登録を通して、空き家等利用希望者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (4) 空き家等利用希望者 南幌町での定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者をいう。
- (5) 空き家等の利用 空き家に居住すること又は空き地に概ね1年以内に居宅を建築し居住することをいう。
- (6) 所有者 当該空き家等に係る所有権を有する者をいう。
- (7) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。
- (8) 空き家等登録者 第4条第2項の規定により登録された者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

### (空き家等の登録申請等)

第4条 空き家等に関する登録をしようとする所有者は、空き家・空き地情報バンク登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、所有者及び当該委任業者との連名により提出しなければならない。

- (1) 同意書(様式第2号)
- (2) 当該年度分の固定資産税課税明細書又は当該空き家等の固定資産評価証明書
- (3) 不動産業者へ委任している場合は、当該契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認し適当と認める場合は、当該申請者に通知(様式第3号)するとともに、空き家等登録台帳(様式第4号)に登録しなければならない。

### (空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅延なくその旨を町長に届出(様式第5号)しなければならない。

(空き家等登録台帳の登録の取下げ)

第6条 町長は、空き家等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等登録台帳の登録を抹消することができる。

- (1) 空き家等登録者と空き家等利用希望者との間で、空き家等に関する売買契約又は賃貸借契約が締結されたとき
- (2) 申請内容に虚偽があったとき
- (3) 空き家等登録取下げの届出(様式第6号)があったとき
- (4) その他町長が適当でないとしたとき

(公開情報の内容)

第7条 公開する情報は、空き家・空き地情報バンク登録申請書の記載内容とし、連絡先は原則所有者とするが、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、当該委任業者とすることができる。

(情報提供)

第8条 町長は、必要に応じて、空き家等利用希望者に空き家等登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 情報の提供は、南幌町のホームページにて行うとともに空き家等情報バンク担当窓口等において公開するものとする。

(情報提供に伴う責任等)

第9条 公開情報の内容に関する責任は空き家等登録者が負うものとする。

2 公開した情報を利用した契約行為については、当事者において内容の確認を行いトラブル等は当事者間で解決するものとする。

(契約の締結等)

第10条 町長は、空き家等登録者と空き家等利用希望者が行う空き家等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

2 空き家等登録者と利用希望者との間で、空き家等に関する売買契約又は賃貸借契約が締結されたときは、空き家等登録者はその旨を契約書の写しを添付し、空き家・空き地情報バンク契約締結報告書(様式第7号)により町長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。